

令和8年度 川崎市立南生田中学校いじめ防止基本方針

I 川崎市立南生田中学校学校経営計画

【学校関係法規】

【中学校学習指導要領】

【かわさき教育プラン】

キャリア在り方生き方教育

学校教育目標

「師弟同行」の精神を基にしてより良い社会を創り上げる豊かな人間の育成を目指す

1. 個性と能力を磨く
2. 思いやりの心を育む
3. 気力と体力を高める
4. 勤労と奉仕の心を培う

【各種全体計画】

- いじめ防止基本方針
- 人権尊重教育
- 学力・学習状況調査等道徳教育
- 各教科等年間計画

めざす学校像

- ・一人ひとりが輝く学校
- ・こころが通い合う温かな居場所となる学校
- ・保護者・地域から愛される学校

めざす生徒像

- ・自ら学び考え行動する生徒
- ・自他を大切にし、互いに支え合う生徒
- ・自らの課題や目標に向かって粘り強く挑戦し続ける生徒

めざす教師像

- ・生徒に寄り添い信頼される教職員
- ・学び続ける向上心を持ち、創造に努める教職員
- ・ロールモデルとなる教職員

中期経営目標

人権尊重の視点に立った学校づくり 一人ひとりを大切にする教育の推進

確かな学力の定着と生徒主体の学びの推進

- ・主体的に活動に取り組む生徒の育成
- ・学習評価の妥当性・信頼性の向上
- ・情報活用能力、情報活用実践力の育成の充実
- ・支援教育の充実

豊かな心を育む教育の推進

- ・人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進
- ・一人ひとりの生徒を大切にする支援教育の推進
- ・地域・社会の一員として参画していく資質・能力の育成

健やかな心身を育てる健康・安全教育の推進

- ・校内環境整備の推進
- ・健康教育と安全管理の充実
- ・基本的生活習慣の確立
- ・命・こころの教育の充実
- ・すべての生徒が安心して過ごせる学習環境の整備

地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校・家庭・地域社会との連携
- ・防災教育の推進
- ・小・中連携教育の推進とその充実
- ・地域と共に歩む学校づくり

短期経営目標（今年度の重点目標）

- ・基礎基本の定着
- ・生徒の習熟度に応じたきめ細やかな学習指導の充実と一人ひとりを大切にした指導の実践
- ・自ら考え解決する探求的な学びへの転換
- ・GIGA スクール構想の推進

- ・生徒の主体的・協働的な活動の充実
- ・総合的な学習の時間とキャリア教育の実践と構築
- ・生徒一人ひとりの個性を尊重し、自己肯定感、自己有用感を高める教育の推進
- ・共生*共育プログラムの活用と実践

- ・安全な生活を送るための実践力の育成
- ・主体的な健康教育・安全教育の実践
- ・危機管理体制の確立
- ・体力の向上
- ・自尊感情を培い、人権感覚を育む態度の育成

- ・PTA委員・地域と協力した教育活動の実践
- ・学校評価の充実
- ・学校からの情報発信
- ・小中の連続性の定着
- ・学校運営協議会との連携による教育活動の推進
- ・働きやすい職場

具体的な取り組み

- ・生徒の学習状況把握と個に対応した学習支援の確立
- ・学習のねらいを明確にしたユニバーサルデザインの授業展開による一次支援の充実
- ・ICTを活用した授業展開による個別最適な学びと協働的な学びの推進
- ・読書活動の推進と探求的な学びの充実

- ・生徒が互いに認め合う人権尊重教育の推進
- ・特別な支援を必要とする生徒への支援の研修と実践
- ・一人ひとりの生徒への深い理解のための教育相談活動の充実
- ・主体的・協働的な活動の充実とキャリア在り方生き方教育の推進
- ・かわさき共生*共育プログラムの活用

- ・学級経営の充実と生徒活動の活性化
- ・生徒会活動及び委員会活動の充実
- ・互いの良さや可能性を認め、共に高まり合う活動の充実
- ・体力向上の実践
- ・安全教育の推進
- ・いじめや差別を許さない共通理解の定着
- ・職員研修の充実

- ・保護者や地域が参加しやすい学校行事の展開と積極的な学校公開
- ・学校だより、学年だより、HP、学校公開等を活用した情報発信の充実
- ・体験学習・交流などを通して小中連携教育の充実とさらなる推進
- ・同僚性を大切にする職場づくり

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

（1） いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこことで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援級主任、生徒指導担当主任、
支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールカウンセラー)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(校長、教頭)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・(教頭、教務主任、生徒指導担当主任)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・(教務主任、生徒指導担当主任、支援 Co)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・(生徒指導担当主任)
- ・道徳教育との連携・・・(道徳主任)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・(校長、教頭、生徒指導担当主任)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・(生徒指導担当主任、支援 Co)
 - 1年・・・(学年主任、担任、副担任)
 - 2年・・・(学年主任、担任、副担任)
 - 3年・・・(学年主任、担任、副担任)
- 支援級・・・(支援級主任、担任)
- 保健・健康面での相談・・・(養護教諭、支援 Co)
- 特別な教育的ニーズのある生徒への対応・・・(支援級主任、支援 Co)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・(スクールカウンセラー)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・(教頭、生徒指導担当主任、支援 Co)
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携・・・(教頭、生徒指導担当主任、支援 Co)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・(生徒活動グループ主任、生徒指導担当主任)
- ・PTA校外委員会との連携・・・(生徒指導担当主任)
- ・地域教育会議との連携・・・(担当主任、生徒指導担当主任)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・(生徒指導担当主任)
- ・児童相談所との連携・・・(生徒指導担当主任、支援 Co)

7 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の「いじめ防止基本方針」の策定とHP上で生徒・保護者等への公表 ・基本方針や重点目標、年間指導計画等の確認、対策会議構成員と役割分担の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、報告書の作成等に関する研修の実施 ・教育課程説明会での学校運営方針等の説明 ・「かわさき共生＊共育プログラム」の年間指導計画の確認 ・生徒指導研修及び情報交換 ・いじめの防止対策に関する研修の実施 ・SNS講演会の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・民生委員との情報交換
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・教育相談に向けた生徒アンケートの実施と集計 ・教育相談の実施 ・生徒指導点検強化月間の取組（教育相談の実施）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・三者面談による保護者との情報の共有 ・夏休み期間中の生活及び対応について確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・夏休み期間中の状況報告及び情報交換
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・前期の反省と後期の取組みの確認 ・多摩区保護司会との情報交換
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・三者面談による保護者との情報の共有
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・中学生が語る懇談会の参加
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・学校生活（生徒）、教育活動（保護者）についての学校評価アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・教育相談に向けた生徒アンケートの実施と集計 ・学校生活・教育活動についてのアンケート結果等を踏まえた自己評価の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体制振り返り月間の取組（学校評価の結果等に基づく本年度の成果や課題等の検証） ・学校運営協議会（学校関係者評価）への取組状況の報告 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針等についての確認 ・学校評価報告書の公表 ・次年度に向けての基本方針等の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校としての取組

- 教育相談実施に向けた事前アンケートの実施（5月、12月）
 - アンケート回答結果による個々の生徒の意識や実態等の把握
- 教育相談の実施（1回目 6月 2回目 3年生12月～1月、1・2年生1月～2月）
 - 担任との面談による個々の生徒の意識や実態等の把握
 - 学級振り返りアンケートで、クラスの実態を毎月把握
- 道徳や特別活動等における人権尊重教育の実施
 - 自尊感情や他者を思いやる心の育成
- かわさき共生＊共育プログラムの実施
 - 生徒相互の望ましい人間関係の構築
- 授業参観、行事参観の実施（4月、5月、6月、7月、10月、11月、12月、3月）
 - 保護者による生徒の学校生活の様子の把握
- 学級懇談会（4月）、三者面談の実施（7月、10月）
 - 保護者による生徒の学校生活の様子の把握
- 学校運営協議会の実施（6月、10月、2月）

生徒の自主的な取組

- 生徒総会の開催（年2回）
 - 年間テーマやいじめ防止標語の取組、年間の活動の振り返り
- 生徒集会の実施（月1回）
 - いじめ防止の呼びかけや学年からの発表、集団活動等による人間関係づくり
- 朝のあいさつ運動の実施（毎日）
 - 明るく元気な学校づくり、生徒の仲間意識を高める取組、小中連携挨拶運動
- 委員会等による地域清掃活動等の実施
 - 地域への奉仕活動やボランティア活動への取組
- 小学校との交流
 - 部活動体験等による小学生との交流

P T A ・ 保護者との取組

- 学校行事等への参加・協力
 - 行事を通しての生徒との交流、花壇整備・図書館整備等のボランティア活動、パパロール隊による警備・安全活動の協力
- あいさつ運動
 - 校外委員によるあいさつ運動の実施
- ふれあい広場への参加・協力
 - 体験活動やふれあい広場の活動を通しての生徒との交流

地域との取組

- 南生田中学校区地域教育会議、町会・自治会・パパロール隊との連携
 - 地域での見守り活動、日常的な生徒への声かけ、行事等における連携・協力